企業立地基盤整備事業費補助金

事業者が市内に工場等を新設・増設等することを目的に行う新たな事業用地の開発行為を伴う工事に関し、進入道路の 新設に要した経費の一部を補助します。

地域 愛媛県四国中央市

支援の種類 助成型(2)

利用目的 設備投資

対象 主たる業種が「四国中央市企業立地促進条例」の対象となる以下の事業を行う事業者 <対象業種(日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)に掲げる大分類)> (ア)製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業 (イ)卸売業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業、娯楽業、教育・

(イ)卸売業、物品賃貸業、字術研究・専門・技術サービス業、佰冶業、娯楽業、教育 学習支援業、医療・福祉、サービス業(他に分類されないもの)

公募期間 2024年6月3日~

上限金額・助成金 1,000万円、補助率1/2

給付要件 給付要件:市内に本店を置く事業者で、事業の施主である者 開発行為許可申請の申請者

その他

URL

問合せ先 四国中央市役所 経済部産業支援課

電話:0896-28-6186

https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/site/cyushokigyoshien/41653.html